

プラスチック製容器包装及び分別収集物の 再商品化入札制度の現状について

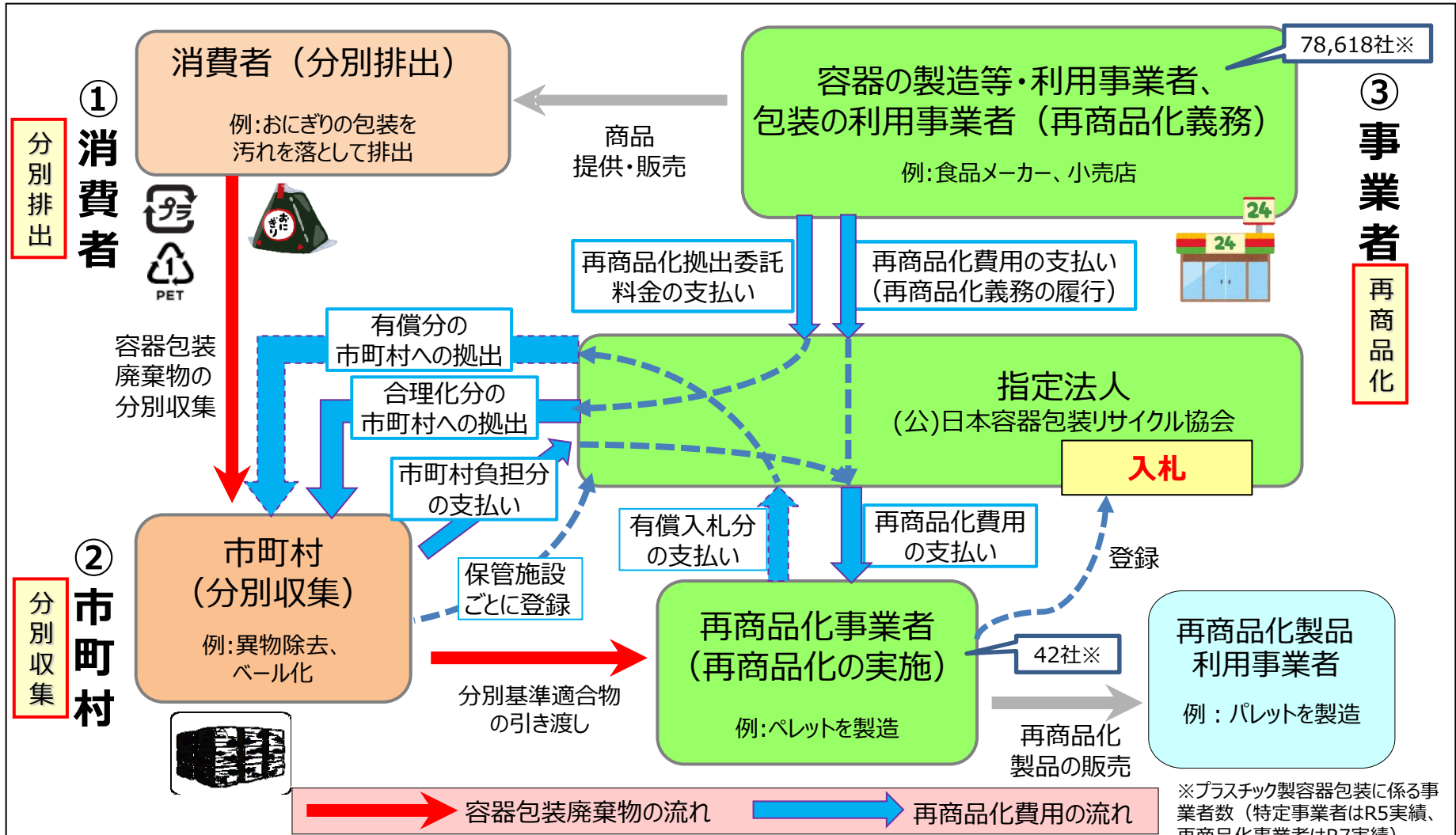
経済産業省 環境省

9月1日（月）16：00～18：00

現行のプラスチック製容器包装に係る再商品化入札制度①

(平成7年6月公布、平成9年4月完全施行；平成18年改正)

消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割分担の下、容器包装廃棄物の
①分別排出、②分別収集、③リサイクル（再商品化）を行う制度を構築



※プラスチック製容器包装に係る事業者数（特定事業者はR5実績、再商品化事業者はR7実績）

現行のプラスチック製容器包装に係る再商品化入札制度②

< 現行のプラスチック製容器包装のリサイクルについて >

- 容器包装リサイクル法に基づき、家庭から分別して排出され、市町村が収集したプラスチック製容器包装は、産業界（特定事業者）の費用負担でリサイクルされている。
- 具体的には、リサイクル業務を司る指定法人（環境省・経産省等が監督）が、毎年度、入札でリサイクル事業者を決めてリサイクルを実施。
- プラスチック製容器包装をリサイクルする手法としては、大きく材料リサイクルとケミカルリサイクルの2種類があり、現行は市町村回収量の半分は材料リサイクル業者が優先的に落札できる仕組みで運用。

< 入札の仕組み >

【落札可能量】

総合的評価で認められた設備能力（設備能力×総合的評価の得点率）を各事業者の落札可能量とする。

【安定枠・効率化枠】

質の高い安定的なリサイクルを促進するため、総合的評価で認められた設備能力のうち、安定枠と効率化枠の割合を2:1とする。ただし、この割合では安定枠の総量が材料リサイクル優先処理量(※)の9割を上回ると見込まれる場合には、当該材料リサイクル優先処理量の9割を上回らないよう補整を行う。

(※) 指定法人への市町村の申込量のうち50%を材料リサイクル優先処理量と設定。

安定枠と効率化枠は一括応札し、応札価格の安いものから安定枠→効率化枠の順に落札する。

【厳格な上限価格、最低価格】

安定枠の導入に伴い、材料リサイクルの適正価格を担保するため、厳しい上限価格と最低価格を設定し、これを超える応札は無効とする。

現行のプラスチック製容器包装に係る再商品化入札制度③

<イメージ図>

設備能力 100%

効率化枠
(自由競争枠)

安定枠
(質の高い安定的
なリサイクル枠)

総合的評価で認められた
設備能力[=落札可能量]
(設備能力×総合的評価の得点率)

希望する材料リサイクル
事業者は、一般枠での
入札を選択可能

事業者A

事業者B

材料リサイクル優先枠

一般入札枠

量比率

材料リサイクル
優先処理量
(令和7年度は約33万トン)

市町村申込量と処理能力の関係

市町村申込量と再商品化事業者の処理能力(処理可能量)は、
年々差が縮まっており、逼迫傾向にある。

実再商品化能力のヒアリング調査結果について

再商品化能力の実態を把握するため、プラスチック製容器包装および分別収集物の登録再生処理事業者(白色トレイ、固形燃料事業者を除く)を対象として、実再商品化能力のヒアリング調査を行ってきました。今回市町村申込量との差が縮小しているため、HPに掲載することとしましたので、以下にお知らせします。

令和6年度最大処理可能量調査結果

【単位:千トン】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①最大処理可能量	717	実施無し	732	732
②市町村申込量	676	689	714	716
差(①-②)	41	—	18	16

※上記①の最大処理可能量については、登録事業者の合計であり、未登録事業者分は含んでいません。また、令和5年度以降の上記②市町村申込量については、当協会登録事業者分の再商品化計画認定(認定ルート)量を含んでいます。

市町村申込量と最大処理可能量の差(余力)が減少傾向であり、令和6年度の差は16千トンという結果となっています(市町村申込量に対して約2%)。

この結果を踏まえ、処理能力不足により再商品化業務に支障をきたすことがないよう、既存事業者の能力増強や新規事業者の参入促進などの働きかけを一層進めて参ります。

以上

総合的評価方式について

各再商品化事業者の落札可能量は、優先材料リサイクル事業者においては、再生処理能力等をもとにした査定量と総合的評価の得点率によって決定される。

⇒優先落札可能量＝査定値×総合的評価得点率（総合的評価の得点を100（満点）で除した数値）

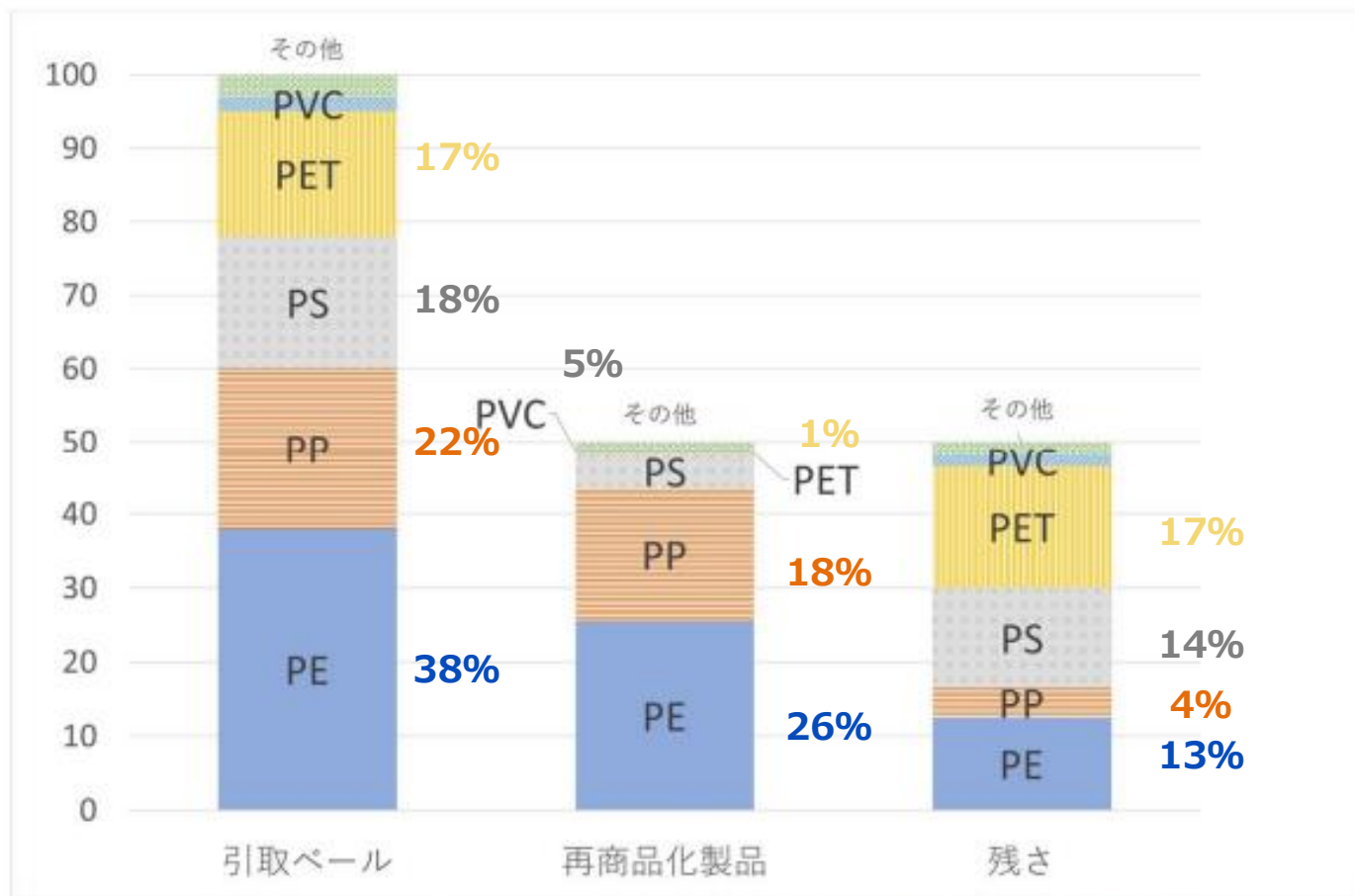
総合的評価の評価項目一覧表（R07）

2025.3.3

評価項目	定義	配点	評点方法（配点=1として表記）	対象期間	補足・解説
単一素材化	単一素材化（PE、PP、PS、PET）の合計実施割合	15	評価値＝（PE,PP,PS,PET）認定販売量合計/全販売量 上式中、 （PE,PP）認定販売量＝PE,PP各個別販売量×係数 ここで、係数＝1.0（PE、PPの純度（x）がPE-M1、PP-M1の規格範囲〔x≥85%〕 0.3（PE、PPの純度（x）がPE-MPO、PP-MPOの規格範囲〔85%>x≥60%〕 0（上記以外） なお、上記純度は協会測定値（NMR法） （PS,PET）認定販売量＝PS,PET各個別販売量	前年度下期と 当年度上期 （加重平均値）	・単一素材化を計画するものは4/11必着で申告すること ・PS、PETについては、協会による測定は実施しない
品質管理体制	品質マネジメントシステムを導入し、継続的に実施していること	20	①ISO9001認定取得&継続実施：評価値＝0.5 （今年度（申告期日まで）の認定取得のみでは、評価値＝0.25） ②JIS Q9091認定取得（準ずるものを含む）&継続実施：評価値＝0.50を①に加算 （今年度（申告期日まで）の認定取得のみでは、評価値＝0.25を①に加算） ここで、認定取得に準ずるものとは、プライベート認証や審査報告書への当該内容記載等、協会が認めるものを指す。	通年	・ISO9001:2015（JIS Q 9001）及びその追加指針（JIS Q 9091；容リ再事に要件を整理したもの）をマネジメントシステムとしていること ・上記に基づく継続的な品質管理がなされていること ・規格採用等の申告は9/26必着で提出すること
品質規格化	再生材分類JIS規格等を取り入れていること	20	①JIS K 7393（ISO18263）の導入・採用：評価値＝0.5 ②継続実施確認がされた時：評価値＝0.5を①に加算		・規格採用等の申告は4/11必着で申告すること ・将来、品質管理・確認方法やJIS Q 9091との関係の見直しを行うことがある
塩素濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の塩素濃度%	10	評価値＝（品質基準値-測定値[%]）/（品質基準値-0.10） ここで、品質基準値＝0.30である。また、0.10%を測定限界（最良値）とみなし、それ以下の測定値の場合は満点とする。	前年度下期と 当年度上期 （加重平均値）	・品質基準値を超える場合は措置の対象である。また、計算された評価値（マイナス値）を使用する。
主成分濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の主成分濃度%	7.5	評価値＝（測定値[%]－品質基準値）/（100－品質基準値） ここで、品質基準値＝90である。また、100%が最良値であり、それを満点とする。		・品質基準値を下回る場合は措置の対象である。また、計算された評価値（マイナス値）を使用する。
異物%	再商品化製品中の異物%	10	評価値：測定値（小数第1位）の最小（最良）＝1.0、最大（最劣）＝xとした4段階の得点 現在は、〔評点…測定値範囲〕の順に、 〔1.0…0.3%以下〕、〔0.75…0.3%超0.6%以下〕、〔0.5…0.6%超0.9%以下〕、〔0.25…0.9%超〕		・採取したサンプルを熱プレスしてシート（200×200×約0.1mm）を作成し、デジタルカメラ撮影像を画像処理して、異物面積比を測定する（詳細は「再商品化製品中の異物測定方法_改訂2」参照）。
吸湿率%	再商品化製品の吸湿率%	10	評価値＝（設定値A－測定値[%]）/（設定値A－設定値B） ここで、設定値A＝1.00、設定値B＝0.00とする。 測定値[%]＝（吸湿重量－乾燥重量）/乾燥重量×100		・乾燥重量：異物%測定用シートから切り出したシート（100mm×90mm）の100℃×3h真空乾燥後の重量 ・吸湿重量：乾燥後、40℃、90%RH×48h吸湿、取り出し30分後の重量 ・本項目は再生処理ガイドラインの品質基準ではないため、仮に測定値が設定値Aを超えた場合も0点とする（マイナス値とはしない）。
臭気の強さ	再商品化製品の臭気（臭気の強さ）測定値	7.5	評価値：測定値（小数第1位）の最小（最良）＝1.0、最大（最劣）＝xとした3段階の得点 現在は、〔評点…測定値範囲〕の順に、〔1.0…250以下〕、〔0.7…250超400以下〕、〔0.3…400超〕		・採取したサンプル2gを3Lのにおい袋に入れ2Lの純空気を充填、80℃で30分間加熱し、室温で1分間冷却後に臭気測定を開始し、1分後のセンサ出力値を測定値とする（詳細は「再商品化製品の臭気測定方法Ver.2」参照）。
評価項目合計点		100			

分別基準適合物の組成割合とリサイクル率

分別基準適合物の組成構成が高いPEやPPはリサイクル率が高い水準にあるが、PSやPETはまだリサイクル率が低い水準となっている。



リサイクル率

PE 67%
PP 83%
PS 25%
PET 3%

※ケミカルリサイクルの
満たすべき収率
高炉還元剤：75%
コークス炉：85%
ガス化：65%

図1. ベール・製品・残さを構成するプラスチック
(材料リサイクル、収率50%仮定時)

再商品化製品利用製品（材料リサイクル）

再商品化されたパレットやフレック等は、主に再生樹脂やパレット、土木建築用資材等に利用されている。

リサイクル製品 (再商品化製品利用製品)	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	販売量 (t)	構成比	販売量 (t)	構成比	販売量 (t)	構成比
パレット	49,470	27.0%	61,168	31.8%	58,511	32.0%
プラスチック板	5,463	3.0%	3,487	1.8%	2,862	1.6%
再生樹脂	91,932	50.3%	89,362	46.5%	85,706	46.9%
棒・杭・擬木	2,437	1.3%	2,724	1.4%	2,586	1.4%
電力・通信用資材	3,703	2.0%	4,363	2.3%	4,608	2.5%
土木建築用資材	12,389	6.8%	11,989	6.2%	11,050	6.0%
園芸農業用資材	5,495	3.0%	6,372	3.3%	6,362	3.5%
工業用部品	284	0.2%	384	0.2%	550	0.3%
日用雑貨・その他	11,754	6.4%	12,384	6.4%	10,469	5.7%
合計	182,928	100.0%	192,232	100.0%	182,705	100.0%

パレット



フォークリフトなどで物を運ぶ時の「荷台（パレット）」として使用されます。

再生樹脂



材料リサイクル製品に他のプラスチックや木粉、無機粉末等を熔融混合し、より品質の高い再生樹脂として販売されます。

土木建築用資材



マンホール蓋

車止め使用例

具体的製品例：土台ブロック※¹、マンホール蓋、雨水升、車止め、基礎スペーサー※²、点字ブロック

※¹ 土台ブロック：工事現場等で使用する仮設事務所の土台として使用します。

※² 基礎スペーサー：木造住宅の床下通風のために使用される建築資材

背景 海外の循環経済プラスチック資源に関する動向

EUでは自動車、容器包装、家電等でリサイクル目標や再生材の利用目標などが提案・設定されている。

品目	主な内容
電気電子機器	循環型電子機器イニシアチブ【2020年3月11日発表】 耐久性の向上、アップグレード期間の長期化・修理・メンテナンス・<u>再利用・リサイクル可能にする</u>ことで製品の寿命を延ばす。
自動車	自動車設計・廃車（ELV）管理における持続可能性要件に関する規則案【2025年2月修正案】 2030年頃までに新車生産に必要なプラスチックの20%以上（このうち廃車由来で15%以上）、2035年までに25%以上で再生プラスチックの使用を義務化。
容器包装・プラスチック	容器包装・容器包装廃棄物規則案【2022年11月30日発表】 - プラスチック製包装中の再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化。 2040年までに、飲料ボトル 65%、食品接触型(PET主) 50%、食品接触型(非PET主)25%、非食品容器 65% 使い捨てプラスチック指令【2019年7月2日施行】 - 使い捨てプラスチック製品の使用禁止。 <u>飲料ボトルへの再生プラスチックの使用を義務化。</u> 2025年以降：PETボトル 25%、2030年以降：飲料ボトル 30% プラスチック税【2021年1月1日より導入】 <u>各EU加盟国でリサイクルされなかったプラスチック製容器包装廃棄物に対して、0.8ユーロ/kgの拠出を求める。</u>
繊維	エコデザイン規則【2024年7月18日発効】 2026年7月19日以降、<u>未利用の衣服及び履物を、リユース、リファービッシュ及び再製造以外を目的として、意図的に損傷又は廃棄することを禁止。</u>
建設・建物	建築資材規則改正案【2022年3月30日発表】 製品設計、<u>リサイクル済み原料の優先的利用、リサイクル済み原料の最低限の利用</u>、製品データベースにおいて製品の再利用や修理のための説明等を義務付け。

背景 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）の改正

改正資源法（令和8年4月施行予定）においては、特定の製品（容器包装（食品（PETボトル以外）や医薬品を除く）、家電4品目、自動車）に対して、再生資源の利用計画策定・定期報告の義務付けが盛り込まれている。

① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ G Xに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のC Eコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

【1. 事業者の成長機会阻害】

①市町村申込量に対する実際の再生処理事業者の処理能力は、逼迫。

その要因として以下内容等が考えられ、競争環境を一定水準まで低下させ、事業者の成長機会を奪っている。

- 安定枠という全事業者に割り振られる設計により、更なる成長を目指すインセンティブが働きづらい
- 適切な処理費用が払われていないことに起因する人員の配置不足からくる稼働率の低下

②品質の一定水準の維持・向上を図るために採用された総合評価方式は、一定の品質の確保にはつながった一方で、本来落札できるはずの落札可能量を制限してしまい、競争環境を一定水準まで低下させ、事業者の成長機会を奪っている。

【2. 分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率】

回収されたプラスチック種類別のリサイクル率（材料リサイクル、収率50%仮定時）では、PE67%、PP83%と高い水準の素材も存在する一方で、PS25%、PET3%と残渣として処理されている素材もある。

様々なリサイクル手法を組み合わせることでリサイクル率を高めるために、マテリアルリサイクル×マテリアルリサイクルのジョイントグループ制度は運用が開始されているが、ケミカルリサイクル×マテリアルリサイクルのジョイントグループ制度は制度上認められていない。

【3. 再商品化製品の利用用途】

再商品化製品利用製品は、パレットや植木鉢などへの活用に留まり、容器包装プラスチックに戻っているものや再生材の高度な利用はほぼ存在していない。